令和4年度十和田市広域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市は、広域コミュニティ活動を促進するため、広域コミュニティ組織が 実施する地域の課題を解決するための活動に要する経費について、令和4年度 十和田市広域コミュニティ活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を 交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規 則(平成17年十和田市規則第66号)に定めるもののほか、この要綱の定めると ころによる。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすおおむね小学校の学区を単位とした広域コミュニティ組織とする。
  - (1) 住みよいコミュニティづくりに向けた自発的かつ継続的な活動を行うこと。
  - (2) 町内会、子ども会、PTA等複数の団体が参加していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、広域コミュニティ組織が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施する地域の課題を解決するための活動に要する経費のうち次の表の左欄に掲げるものとし、補助金の額は、同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象経費	補助金の額
旅費、報償費、需用費、役務費、賃	補助対象経費の全額又は300,000円
借料及び使用料並びに委託料	のいずれか低い額以内

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年度十 和田市広域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)

- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の組織及び運営に関する規約、会則等並びに総会資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請を した補助対象団体に令和4年度十和田市広域コミュニティ活動支援事業補助 金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条の規定による補助金の交付の決定をした後に概算払の方 法により交付するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象団体は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度十和田 市広域コミュニティ活動支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に 提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が 完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか 早い日までに、令和4年度十和田市広域コミュニティ活動支援事業実績報告書 (様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業費精算書(様式第7号)
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を 確定し、令和4年度十和田市広域コミュニティ活動支援事業補助金額確定通知 書(様式第8号)により補助対象団体に通知するものとする。 2 市長は、第6条の規定により交付した補助金の額が前項により確定した補助 金の額を超えるときは、当該補助金の精算残金の返納を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。